

大阪市西区と株式会社ピリカとの事業連携に関する協定書

大阪市西区（以下「甲」という。）と株式会社ピリカ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、区民の健康づくり及び地域の環境美化の取り組みに関し、次のとおり事業連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙双方が互いの資源を活かした協働による活動を推進し、甲と乙との相互連携により、区民の健康づくり及び地域の環境美化の推進に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し業務に支障のない範囲で協力する。

（1）乙が提供するごみ拾い SNS「ピリカ」を活用した美化活動を通じた健康づくりに関する事項

（2）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。ただし、第2条第1項の規定による協力の実施により生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の書面による承認を得た場合又は法令等に定めがある場合を除き、これを第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(公表)

第7条 甲及び乙は、本協定の締結及び連携事項の実施状況について、あらかじめ相手方に通知の上、公表することができる。

2 甲及び乙は、本協定の目的の範囲内において、相手方の名称、ロゴマーク及びサービス名称を使用することができる。この場合において、その使用の態様についてあらかじめ相手方の承諾を得るものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名の上、各々1通を保有するものとする。

令和 8 年 8 月 24 日

甲 大阪市西区新町 4 - 5 - 14
大阪市西区長 花澤 隆博

乙 東京都千代田区九段北 1 - 4 - 7 - 802
株式会社ピリカ
代表取締役 小畠 不二夫